

千葉市新基本計画審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(千葉市新総合ビジョン審議会設置条例の廃止)

2 千葉市新総合ビジョン審議会設置条例(平成11年千葉市条例第5号)は、廃止する。